

## 第7期 雲南市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和2年8月24日(月) 13:30～14:55

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(18名)・・・4番委員、議案より参加

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員(1名)

17番 佐藤 博子

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦  
主 幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第22号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>員会第2回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行いません。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番三原治雄委員、5番柳原昌広委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行いません。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、「諸報告」について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3議案の上程を行いません。それでは最初に、議第22号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書6ページ、議第22号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。7ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△他3筆、地目はすべて登記簿田、現況荒廃農地で合計面積は5,495㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は破産者□□□□破産管財人、弁護士□□□□さん、非農地の事由は、相当以前より耕作しておらず、雑木類や竹が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。令和2年8月4日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>（補足説明なし）</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第22号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第22号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。この申請は、他人の農地を耕作する目的で譲渡・売買したい際に提出されるものです。9件の申請が出ております。議案書は9ページからご覧ください。図面は資料10ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で面積は491㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、会社勤めの上に持病もあり、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり6,600円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は1,384㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんで、申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認は〇〇推進委員さんです。補足説明としては、譲受人の△△△△さんは、この農地の下にある家にお住いの〇〇さんという方の義理の弟にあたる方です。〇〇さんが家の裏の畑が荒れていくことに悩んでおられましたが、〇〇さんご本人は下限面積要件を満たさないため自分で取得することができず、相談された結果今回△△さんが取得され、農業経営を行われることになったものです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は1,441㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、土地の所有権の内持分4分の1を所有されている〇〇町〇〇の□□□□さんが譲渡人です。</p> <p>申請事由は、耕作していた家族が高齢になり、本人も勤めがあり耕作が困難なため。ということです。譲受人は△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>確認は〇〇推進委員さんです。△△△△さんは、この農地の所有権の4分の3を所有されている〇〇〇〇さんの息子さんになります。</p> <p>続いて10ページ、申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>面積は174㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇市〇〇区の△△△△さん。申請事由は、農地付空家制度を利用するため。ということです。土地代は家屋その他と一括購入のため不明。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△ほか2筆。地目は登記簿現況ともに田で合計面積は683㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、高齢になり、また病気のため耕作が困難になったため。ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり40万円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△ほか2筆。地目は3筆とも登記簿現況ともに畑で合計面積は280㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代は10アールあたり56千円。確認は〇〇推進委員さんです。△△さんは、今回この農地に隣接する同じく□□さん所有の家屋を購入され住まれることから、農地についても合わせて購入されるとのことでした。</p> <p>続いて11ページ、申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は△△-△及び△△-△が登記簿現況ともに畑、△△-△が登記簿が田で現況は畑、合計面積は1,030㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇市〇〇の△△△△さん。申請事由は、農地付空家制度を利用するため。ということです。土地代は10アールあたり40万円。確認は〇〇推進委員さんです。補足説明として、資料31ページの図面をご覧ください。△△-△の土地に一部建物があるように見えますが、これについては農機具倉庫となっております。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿が田で現況は畑、面積は509㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代は10アールあたり40万円。確認は〇〇推進委員さんです。□□□□さんは申請番号7番と同じ方ですが、この農地については地元の営農組合が耕作されており遊休農地として認められないため、農地付空家制度の登録農地でありませんでした。今回、農地付空家の所有権移転に合わせてこの農地についても所有権移転を行い、引き続き地元の営農組合で耕作されることとなります。</p> <p>申請番号9番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑、面積は326㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんで、申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>拡大する。ということです。確認は〇〇委員さんです。譲受人の△△さんは、周辺農地を 経営されている方です。</p> <p>以上について、農地法3条に規定する適格要件である、周辺地域の農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており 機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。 と見込まれ、譲受人の下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明を お祈いします。</p>
18番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
18番	<p>18番です。申請番号4番、農地付空家制度を利用するという△△△△さんの聞き取り 調査を行っておりますので、説明させていただきます。農地については、家庭菜園として 野菜であったり花を栽培したいと、もし作付けをしないようなところがあったらどうする のかということについては、草刈はやる。ということでございます。農機具についてはど うかということですが、農機具は使ったことがないというような意味で、鎌と鍬でやる というふうに書いてあります。地域との関係でございますが、地域との共同作業活動には参 加すると、或いは住民との交流は図るということで、農業について何か知りたいかとい う質問ですが、今はわからないので今後は周りの人やJA等で相談したり指導を受けたい ということでございます。将来については微力ではあるが農業の発展に尽くす。といった聞き 取り調査をいただいております。以上です。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
7番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
7番	<p>7番です。確認ですが、資料の35ページ、申請番号8番ですが、△△-△と図面に記載 してありますが、議案の方は△△-△となっておりますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>資料が間違っておりましたので、おっしゃられるとおりですので、差し替えをしたい と思います。</p>
議 長	<p>その他担当区域の委員で補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませ んか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませ んか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第23号農地法第3条の規定による許可申請 については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、議第23号農地法第3条の規定による許可申請について

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書12ページ、議第24号農地法第4条の規定による許可申請について、提出のあった案件について説明をいたします。13ページをご覧ください。図面は、40ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は142㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、車庫及び駐車場で車庫1棟と来客用駐車場3台分を整備されます。転用理由は、自宅に車庫がなく不便なため車庫用地として利用したい。また併せて来客用駐車場を整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から10年前より農業用倉庫を車庫として利用してしまっただけです。農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なし。に該当すると考えます。</p> <p>続いて、申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況雑種地で、申請面積は357㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、車庫及び駐車場で車庫2棟を整備されます。転用理由は、宅地敷地内に車庫及び駐車スペースがないため整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成29年ごろより駐車場に利用してしまっただけです。農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で申請面積は、1,104㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、駐車場で普通自動車19台分、軽自動車3台分を整備されます。転用理由は、〇〇集会所、〇〇加工所及び天満宮、神社の駐車場を整備したい。とのことです。</p> <p>農用地区域外で、確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地である。ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続。に該当すると考えます。</p> <p>本件については、1種農地であるため島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は9.92㎡です。申請人は、〇〇市〇〇区の□□□□さん、転用目的は、墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地は山中にあり維持管理が困難なため申請地に移転したい。とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
1 2 番	はい。1 2 番です。
議 長	はい。どうぞ。
1 2 番	申請番号1番の駐車場にしたいという申請なんです、始末書が出ておりますので、読ませていただきます。
	農地法第4条の申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地の一部に、父〇〇〇〇が昭和55年頃に農業用倉庫を新築して利用してきました。その後、倉庫・車庫として現在に至っております。本来、農業施設転用届等の手続きを怠っておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し不祥事をないように万全の管理で臨むことを固くお誓い申し上げますので、よろしくお計らいいただきたく思います。ということで、出ておりますので、審議をお願いいたします。
議 長	他に補足説明はございませんか。
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9番です。番号2番の〇〇町〇〇の畑を車庫及び駐車場に転用する件につきましても、
	始末書が出ておりますので、ご報告いたします。
	始末書。この度、申請をお願いいたします私の農地畑につきましては、農地法をよく理解せず自己都合により既に数年前より形状変更いたしてしまいました。今後、このような不始末をいたすことのないよう深く反省をいたしておりますので、今回ばかりは寛大なご配慮を賜り、この許可申請を受理いただきますよう伏してお願い申し上げます。この度の不始末に改めて深くお詫び申し上げます。
	ということでございました。現地を確認いたしまして、また〇〇推進委員さん、それから申請人の□□さんにも確認をいたしました。当初は畑として耕作を□□さんの父親がしておられたようですけども、その後庭木の苗などを栽培しておられたということですが、高齢のためにできなくなってきたということで、息子さんの□□□□さんの方が農地法のことをわからずに埋め立てて、このようなことになったということでございました。以上です。
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 6 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 6 番	1 6 番です。番号3の件につきまして、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えますために確認に行っていました。この件につきましては、駐車場を作ろうという話が出て、出たのが一番の元でございまして、□□さんの方もそういうことであつたら土地を提供しようということで、話がまとまったようでございます。
	今後の管理及び経費等につきましては、関係者が集まって今後決定していくという話でございました。以上です。
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	ないようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第24号農地法第4条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号3番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第24号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号3番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号3番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第24号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号3番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。この申請は、他人の農地を買ったり借りたりして農地以外のことに使用したい際に提出されるものです。8件の申請が出ております。議案書16ページからご覧ください。資料は60ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は合計286㎡です。権利の種別は賃貸借で、令和3年3月31日までの一時転用です。</p> <p>貸付人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は有限会社△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、工事現場事務所で、ユニットハウス・仮設トイレ・工事車両駐車場を整備されます。転用事由は、隣接地に駐在所を建設するにあたり、申請地に現場事務所を設置する。ということです。賃借料は10アールあたり月額35千円です。確認は〇〇委員さんです。都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿が田で現況は雑種地、面積は296㎡です。</p> <p>権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>転用目的は資材置場で、転用事由は、生業の造園に使用する資材や樹木等の置場にする。ということです。土地代は10アールあたり年額84,460円。確認は〇〇委員さんです。令和2年8月12日に農用地区域除外が許可されています。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。に該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となり、本日許可相当と決定いただいた場合、その後の常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに田で、面積は627㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、転用事由は、当院の来客用駐車場が少ないため、申請地を譲り受け、来客用駐車場として使用する。ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。農地区分許可条項は申請番号2番に同じで、許可についても同様となります。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに田で、面積は44㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は□□□□破産管財人の弁護士□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の有限会社△△△△さんです。</p> <p>転用目的は駐車場で、転用事由は、申請地を譲り受け、隣接する家屋の駐車場として使用する。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり682千円。確認は〇〇推進委員現委員さんです。農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合。に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は93㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人が〇〇市〇〇区の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、転用事由は、農地付空家制度で隣接する住宅および農地を取得するにあたり、自家用車の駐車場がないため申請地を譲り受け駐車場として使用する。ということです。譲渡人の□□□□さんから始末書が出されており、農地法の知識不足により、事前着工を行い昭和60年頃から駐車場として使用してしまっていた。ということです。</p> <p>土地代については家屋等と一括で購入のため不明。確認は〇〇推進委員さんです。農地区分・許可条項は4番に同じです。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は△△-△が登記簿現況ともに畑、△△-△と△△-△が登記簿現況ともに田で、合計面積は639㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は採草地で、生業の畜産業のために飼料用採草地として使用したいということです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>本件は、当初農地付空家制度を利用し3条による所有権移転を行う計画でしたが、その後農地の利用方法が採草地に変更となったため、今回5条による転用許可申請となったものです。土地代については家屋等と一括で購入のため不明。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分・許可条項は4番に同じです。</p> <p>申請番号7番。〇〇町〇〇△△-△ほか2筆。地目は、登記簿は3筆とも田、現況は△△-△が砂利採取、△△-△が山林、△△-△が原野となっており、合計面積は3,284㎡です。</p> <p>権利の種別は一時転用の賃貸借で、貸借期間は2年間、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん他2名で、借受人は株式会社△△△△さんです。</p> <p>転用目的は岩石採取事業の工事中道路で、転用事由は、岩石採取事業に伴う場内への進入路として申請地を借り受け、工事中道路及び表土仮置き場として使用する。ということです。土地代は10アールあたり年額8万円。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。農地区分許可条項は4番に同じですが、面積が30アールを超えておりますので、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。</p> <p>申請番号8番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は、△△-△が登記簿現況ともに畑で、△△-△が登記簿が畑で現況は宅地で、合計面積は99㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、転用事由は、家族が自宅兼店舗として食料品店を営んでおり、申請地を譲り受け自家用および来客用駐車場として使用する。ということです。土地代は10アールあたり650万円。確認は〇〇推進委員さんです。譲渡人の□□□□さんから始末書が提出されており、農地法の知識不足により平成10年ごろから駐車場として使用していた。ということです。</p> <p>都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、申請番号1番と同様に原則転用可能な第3種農地と判断いたしました。</p> <p>以上につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>15番 議長 はい。</p> <p>15番 はい。どうぞ。</p> <p>15番 15番です。申請番号7番の件につきまして、1,000㎡を超えておりますので、説明いたします。この案件は、平成28年からの岩石採取事業の継続される案件です。7月20日に△△△△さんと現地確認をして説明を受けました。現場の立ち合いを行った上で、事業拡張に伴い進入路と表土仮置き場が不足しているため、この土地を借り入れの申請がありました。事業者と地権者の方との話もスムーズに終わっておりますので、審議よろしく願いいたします。</p> <p>議長 他に補足説明はございませんか。</p> <p>18番 議長 はい。</p> <p>18番 はい。どうぞ。</p> <p>18番 18番です。申請番号5番です。□□□□さん所有の土地を△△△△さんが、駐車場として整備したいという始末書が出ておりますので、□□□□さんから始末書が出ておりま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。</p> <p>この度、農地法第5条の許可申請を行うにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、父である〇〇〇〇は昭和60年頃から自家用車の駐車場として整備し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
5 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
5 番	<p>5番です。申請番号8番の申請ですが、始末書が出ております。本来担当委員は、〇〇委員が欠席ですので代わりに読ませていただきます。</p> <p>この度、農地法第5条の許可申請を行うにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は本来畑でありましたが、平成10年頃から駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	ないようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。
	質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第25号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号2番、3番及び7番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第25号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番、3番及び7番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番、3番及び7番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第25号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番、3番及び7番については、申請のとおり許可相当であると確認することに

発信者	議 事 録 要 旨
	決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。
議 長	次に、議第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書20ページをご覧ください。議第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。本件は、雲南市農政課より、農地の貸し借りに関する利用権設定の可否について農業委員会の意見を求めるものです。議案書21ページをご覧ください。今回は設定件数4件。内訳は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町2件となります。</p> <p>借り受け戸数は3戸となっております。中間管理機構が借り受けるものはございません。全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町、〇〇町の3町であります。</p> <p>なお、部屋の喚起のため少し長めですが、あの時計で、14時50分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">・・・ (休憩) ・・・</p>
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願いします。
3 番	3番です。〇〇町、新規1件ですが、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に、〇〇町よりお願いします。
9 番	9番です。〇〇町の件につきましても新規でございますけれども、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
5 番	5番です。〇〇町は2件の申請がありますが、3番は新規、4番は再設定でございます。2件とも受け手の方が△△さんという方でございまして、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:55終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_